

4回目 周南市入札監視委員会 議事概要

日 時：平成31年2月4日（月）

13：30～15：40

場 所：周南市役所5階 委員会室1

【議事概要】

現行の入札制度における問題点とその改善（案）の検討について

1 答申までのロードマップ及び答申案のまとめ方についての意見及び確認事項

ロードマップについての意見

【委員】ロードマップの組立てを、市長からの諮問事項に照らした項目にしてほしい。

【委員】庁内検討会での検討のプロセスは、当委員会との直接的な関係はないので、そのことが明確にわかるようにしてほしい。

答申案についての確認事項

- ・ 答申書のイメージについて議論した。答申書はA4版で1枚程度のものとし、これに対応した参考資料（報告書の名称でまとめる）を付すことを確認した。
- ・ 2月18日をめどにまとめ、委員には持ち回りで内容確認することを決めた。
- ・ 答申の項目は、諮問書に示された事項を項目だてとすることを、委員会として確認した。

2 前回委員会からの意見に対する回答の説明とこれに対する意見

前回委員会で指摘されたことへの回答として、県内他市13自治体の総合評価方式の導入状況と、入札執行結果調査についての補足説明をおこなった。

【委員】検査監の独立性を担保し、複数人とすることは現状で可能か。

【事務局】1人の検査監がすべての案件を担当することになる。検査監による検査は、1千万円以上の工事が対象で件数的には限られている。また、土木系と建築系でそれぞれの検査監が担当する。土木と建築の件数の差はあるが、建築は中間検査が多いため、業務量に大きな隔たりはない。

【委員】土木と建築の検査監は、お互いの工事案件をチェックし合うことはないのか。

【事務局】ない。土木と建築では、はっきりと分けられている。

3 臨時議会への報告内容（違算確認後の誤った事務処理について）の説明

とこれに対する意見

【委員】違算に対応する事務手続きが適切でなかったことは、すべての職員で共有すべき事案である。このような問題を周知徹底するための仕組みを位置付けてほしい。

【事務局】工事等連絡協議会で技術職員向けの研修を位置づけ、実施する予定である。

【委員】違算によって、本来落札者とならなかった者が受注したことについて、応札者への説明をしたのか？

【事務局】していない。

【委員】また、この様な例で、不利益を受けたとして落札できなかった応札者から訴訟を起こされたりした例はないのか。

【事務局】違算が発覚した場合、原則として再入札を行うため、これまでにこのような事例はなかった。

【委員】本件を市長が知ったのはかなり時間がたってからだと聞いた。このような案件が責任者に的確に伝わる体制整備が必要ではないか。

【事務局】担当職員から聞き取りを行っており、2度と起こらないようにしていきたい。

4 公判内容について説明とこれに対する意見

公判を傍聴した職員から、公判内容について説明があった。事実関係の質疑が行われたが、これについては、係争中のことであり、文書等に基づくものでないため、記述を差し控えることとした。

【委員】答申をどのような位置づけにしておくかを明確にしていく必要がある。

【委員】仮に無罪となった場合でも、このような事案に対する対策を検討し、実施していくということによいか？

【事務局】問題があれば改善していくということで、検討をお願いしたい。

5 報告書案、答申に掲げる項目についての意見

【委員】今回示された報告書案は、諮問書の項目に沿っていないので、諮問書の項目に合わせることにする。

【委員】答申の内容について、どこまで公開するのか？

【事務局】答申書ならびにこれまでに協議した内容を「報告書」として公開したい。

【委員】裁判が決着する前に答申することになるが、裁判での有罪・無罪に関わらず改善していくということか？

【事務局】有罪・無罪に関わらず、制度上の問題を指摘された部分については改善していきたい。組織改善の取組みは、今後の対応をふまえ、時間がかかるかもしれない。

答申書について、下記の議論がなされた。

【委員】裁判が途中の段階で、答申書をまとめたことを明示したほうがよい。

【委員】事件が明確になっていないことを前提として、不正防止策として改善することを答申に示すべきである。

【委員】裁判で明らかになった情報を反映し、事件の発生要因となった問題点を関連付けられるような答申案としたい。

【委員】ロードマップに沿って、検討経緯を報告書の中に示すことは適切と考える。

6 その他

【委員】特になし。

以上